

道路運送車両法

1. 案内情報

- 手続名 : 自動車の臨時検査、自動車予備検査証の交付に係る自動車の臨時検査
- 手続根拠 : 道路運送車両法第63条第2項、同法第71条第7項
- 手続対象者 : 国土交通大臣が臨時検査を受けるべき旨を公示した一定の範囲の自動車の使用者
- 提出時期 : 国土交通大臣が臨時検査を受けるべき旨を公示した期間内。ただし、当該公示に係る期間の末日の前に有効期間が満了した自動車検査証の交付を受けているものについては、これを使用しようとする時とすることができる。
- 提出方法 : 最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所へ提出して下さい。
軽自動車にあっては、最寄りの軽自動車検査協会の事務所
- 手数料 : なし
- 添付書類 : 最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所にお問い合わせ下さい。
軽自動車にあっては、最寄りの軽自動車検査協会の事務所にお問い合わせ下さい。
- 申請書様式 : 自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令 第3号様式
軽自動車にあっては、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令 第3号様式
- 記載要領・記載例 : 最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所にお問い合わせ下さい。
軽自動車にあっては、最寄りの軽自動車検査協会の事務所にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 : 最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/sikyoku/index.htm>
検査対象軽自動車にあっては、最寄りの軽自動車検査協会の事務所
<http://www.keikenkyo.or.jp/02/02.html>
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- 相談窓口 : 提出先に同じ

3. 手続情報

- 審査基準 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- 標準処理期間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)